

対象	要求事項	免除条件	①ライフルから の発射体(吸盤 付) ②ライフルから の発射体(軸が 発泡体のもの) ③バネで人形を 垂直に射出 ④ 銀玉鉄砲、 BB弾 ⑤ コルク銃 ⑥フィギュアの 打ち出す小さな ミサイル ⑦ 輪ゴム銃 ⑧ビー玉を指 で押し込み射 出 ⑨引く力を人									
			一般 (4.18.1 一般)	「発射体」の要求事項は次のものには適用しない。 - 恒久的に内部に包摶され、濫用試験で放出されない部品。 - 軌道に沿って推進されるか、別の表面上に射出される地上型玩具。	×	○(概ね)	○	○	—	—	—	—
発射体 (4.18.1A 発射体)												
先端 前縁	a) 剛性の先端半径 2mm 以上。(先端アセメント・ゲージ) b) 「前縁」「前縁に隣接する角部」が滑らかであること c) 蓄積エネルギーを有する剛性発射体の「前縁に隣接する 角部」は、半径 0.25mm 以上であること。	射距離が 300mm 以下なら可										
吸盤の付いた 発射体	トルク試験、「吸盤発射体の引張試験」(5.22.6.5) d) 発射体の直立長さは 57mm 以上であること e) 吸盤は外れないこと	(1) 吸盤の直径が「小球」より以下なら可 (2) 軸が発泡体、かつ吸盤直径が軸の直径以下 なら可	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
蓄積エネルギーを有する発射体 (4.18.2 蓄積エネルギーを有する発射体付玩具) (使用者から独立してエネルギーを蓄積することができる)												
小部品	濫用試験、「壁面衝撃試験」(5.15.2) a) 6 才未満対象の玩具は、発射体は小部品に該当しないこと。 6 才以上対象は、発射体が小部品に該当するときは、その旨 の警告を表示すること。	(1) 3 才以上の玩具で射距離 100mm 以下の発射体 又は、試験で生じた小部品は射出不能なこと。 (2) 「軸が発泡体でできた発射体」から放出された 「発泡体」の小部品は可	○	○	○	△ (発射する 玉が小部 品)	△ (付属のコ ルクが小 部品)	△ (発射するミ サイルが小 部品)	○ (輪ゴムな どは除外 する。)			
運動エネルギー	b) 運動エネルギーが 0.08J 超の場合 ① 衝撃面は弾性素材であること、かつ ② 警告表示を付すこと、かつ ③ 単位面積当たり運動エネルギー 2500J/m^2 以下であること。 c) 保護用キャップが外れないこと。 d) 壁面衝撃試験(5.15.2)(シャープポイント、シャープエッジ)	射距離が 300mm 以下なら可	△ △ △	○ ○ ○	△ △ △	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	
即席の発射体	e) 図 21 の「即席の発射体」が、危険と判断される方法で 射出されないこと。(図 21:「即席の発射体」のサイズを規定) (鉛筆、長釘、ビー玉、コイン等) 「危険と判断されない」場合も、上記が飛びなら警告を表示	射距離が 300mm 以下なら可 「危険と判断される方法」の判断基準 ① 再現性・容易さ ② 方向性、等 運動エネルギーが 0.08J 以下なら可				△ △						
蓄積エネルギーを有さない発射体 (4.18.3 蓄積エネルギーを有さない発射体付玩具)												
(一般)	合理的に顔に向けて発射できるものは注意表示を付す。	人に向かって投げることを意図した発射体には適 用しない。(フリスビー、ボール等)									○	○
口で操作	「口で操作する玩具の耐久性試験」(5.18)										—	—
ダーツ	a) 接触面積が 3cm^2 以上であること b) 保護キャップが前端と一体化している、丸められた前端に保 護キャップが取付けられている、又は弾性素材であること(磁 力に依存する剛性素材は可) c) 保護キャップが外れないこと。										—	—
矢	単位面積当たり運動エネルギー 2500J/m^2 以下であること。 壁面衝撃試験(5.15.2)(シャープポイント、シャープエッジ) a) 保護キャップが前端と一体化していること b) 丸められた前端に保護キャップが取付けられていること c) 弹性素材であること(磁力に依存する剛性素材は可) 保護キャップが外れないこと。										—	—

青字は改正された箇所。

赤字は ISO 規格とは異なっている箇所。